

別表（第2条関係） 指名停止措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽申請) 1 物品の調達等競争入札参加資格審査申請書の提出に当たり、虚偽の記載等があり、契約の相手方とすることが不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(粗雑な委託の履行又は粗雑品の納入) 2 業務の遂行に当たり、故意若しくは過失により粗雑に委託の履行をし、又は仕様書に定められた事項に関し不正な行為をしたと認められるとき若しくは物品の納入に当たり、故意若しくは過失により粗雑品を納入し、又は仕様書に定められた品質、数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
(契約違反) 3 物品の調達等に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(損害及び事故) 4 物品の調達等の履行に当たり、次の各号に該当することとなったとき。 (1) 本市と締結した契約の履行に当たり、公衆等に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (2) 本市と締結した契約の履行に当たり、契約関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(贈賄) 5 有資格業者である個人若しくは法人の代表者、役員又は有資格業者の使用人が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。 6 次に掲げる者が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで 公訴の提起があったことを知った日から 8月以上24月以内 6月以上18月以内 4月以上12月以内

措 置 要 件	期 間
7 次に掲げる者が、本市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 4 月以上 9 月以内 2 月以上 6 月以内 2 月以上 4 月以内
(独占禁止法違反行為) 8 市が発注する物品の調達等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 8 条第 1 項又は第 19 条に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。 9 他の機関が発注する物品の調達等に関し、独占禁止法第 3 条、第 8 条第 1 項又は第 19 条に違反する行為があり契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 月以上 24 月以内 当該認定をした日から 2 月以上 24 月以内
(競売入札妨害又は談合) 10 市が発注する物品の調達等に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 11 他の機関が発注する物品の調達等に関し、役員等若しくは使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から 6 月以上 24 月以内 逮捕又は公訴の提起を知った日から 3 月以上 24 月以内

措 置 要 件	期 間
(暴力団排除) 12 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。 13 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。 14 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。 15 役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 16 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 17 市が発注する物品の調達等において、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。 18 市が発注する物品の調達等において、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	当該認定をした日から 12 月以上 24 月以内 当該認定をした日から 6 月以上 24 月以内 当該認定をした日から 4 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 4 月以上 12 か月以内 当該認定をした日から 4 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 4 月以上 12 月以内 当該認定をした日から 4 月以上 12 月以内

措 置 要 件	期 間
(契約締結拒否) 19 市が発注する物品の調達等において、落札（随意契約を含む。）しても契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3月以上9月以内
(不正又は不誠実な行為) 20 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市が発注する物品の調達等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
(私的行為による法令違反) 21 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内